

第 5 章 乗車券類の様式

第 1 節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第 78 条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発行日付
- (5) 発行箇所名

(乗車券類の様式の変更)

第 79 条 乗車券類の様式は、必要により変更することがある。

(字模様の印刷)

第 80 条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様の印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方法)

第 81 条 乗車券の有効区間については、次の各号に定める場合を除き、発駅名及び着駅名を旅客運賃の計算方法に従って表示する。

- (1) 普通乗車券にあつては、着駅名を金額により表示することがある。
- (2) 団体乗車券及び貸切乗車券の各旅行行程ごとの乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第 82 条 次の各号に掲げる旅客運賃の割引等を行う乗車券は、関係券面の表面(第 5 号に規定する記号については裏面)に当社の販売機器による印字又はゴム印の押印等により、当該各号に定める記号等の表示を行う。ただし、第 5 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することができる。

- (1) 小児に対するもの(大人用の乗車券を小児用に代用するもの及び大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するものを含む。) 「小」
- (2) 旅客運賃を割引するもの 別表2に定めるとおり。
- (3) 再交付するもの 「再」
- (4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの 「継続」
- (5) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの 「証第 号」

第2節 乗車券類の様式

第1款 普通乗車券の様式

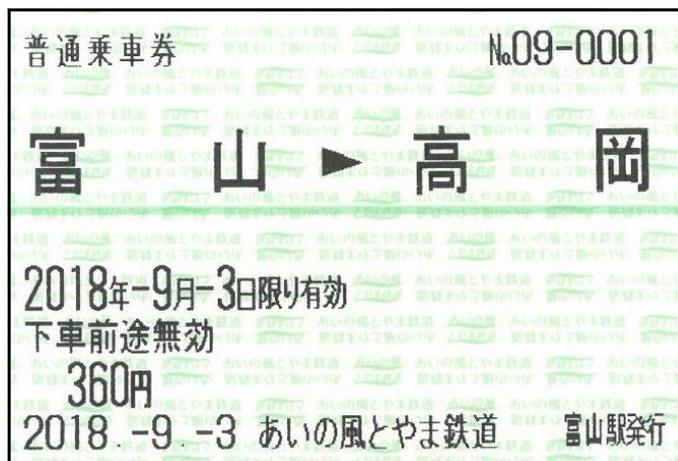
(片道乗車券の様式)

第83条 普通片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機用

サイズ：縦 5.75cm×横 8.5cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

裏面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



(2) 自動券売機用

サイズ：縦 3.0cm×横 5.75cm(以下、自動券売機用について同じ。)

裏面：エンコード(以下、自動券売機用について同じ。)

ア 金額式



イ 着駅表示式



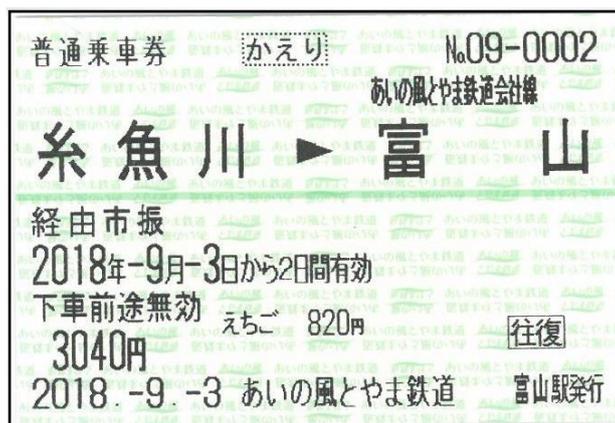
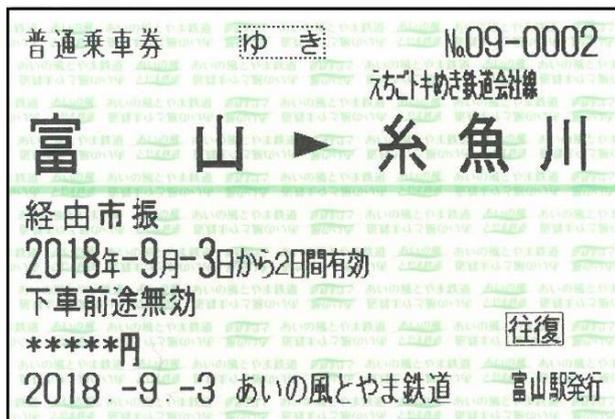
(往復乗車券の様式)

第 84 条 往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機

サイズ：縦 5.75cm×横 8.5cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

裏 面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



第 2 款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第 85 条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機

ア 通勤定期乗車券

サイズ：縦 5.75cm×横 8.5cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

裏面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



(定期券裏面案内文)

定期券使用上のご案内

- 1 急行列車等の料金を必要とする列車に乗車される場合は、別に料金券をお求めください。
- 2 定期券は係員から請求があるときは、いつでもお見せください。なお、通学定期券の場合は、証明書等を必ず携帯してください。
- 3 送迎の際は、別に入場券をお求めください。
- 4 列車の運行休止により引き続き5日間以上使用できなかった場合は、有効期間延長等の取扱いをいたします。
- 5 券面表示事項に違反して使用されたり、次のような場合は、定期券を無効として回収し、その期間の全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。
 - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき
 - (2) 券面表示事項を改変して使用したとき
 - (3) 区間の連続しない他の乗車券をあわせて使用し、その各券片に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき
- 6 不要になった場合は、使用された月数(1箇月未満は1箇月に切り上げ)相当の定期運賃と手数料とを差し引いた残額を払い戻しいたします。
- 7 紛失された場合であっても、再発行の取扱いはいたしません。
- 8 有効期間が切れた場合は、直ちにお返しくください。

イ 通学定期乗車券

サイズ：縦 5.75cm×横 8.5cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

裏面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



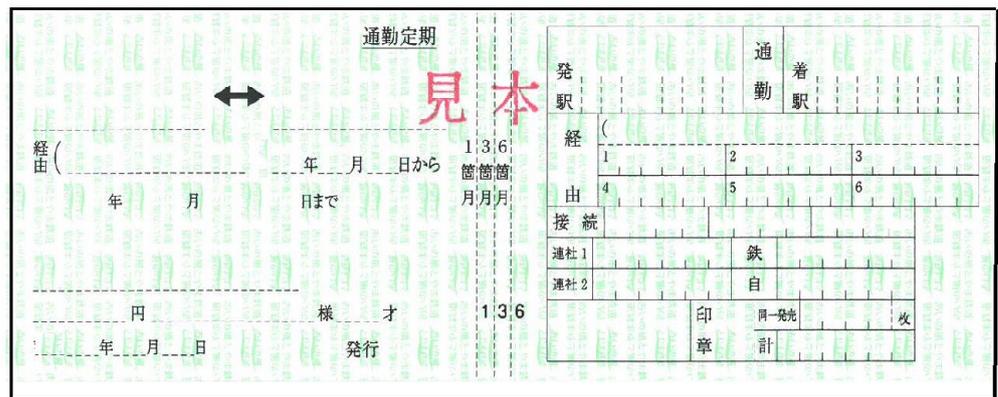
(2) 補充定期乗車券

ア 通勤定期乗車券

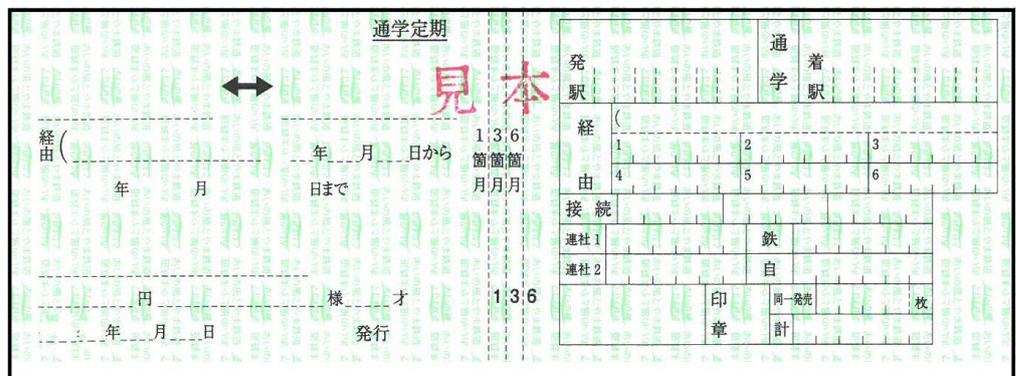
9cm

8.5cm

8cm



イ 通学定期乗車券



第 3 款 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第 86 条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機

ア 普通回数乗車券

第 1 券片～第 10 券片

サイズ：縦 5.75cm×横 8.5cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

裏 面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



第 11 券片

サイズ：縦 5.75cm×横 8.5cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

裏 面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



第4款 団体乗車券の様式

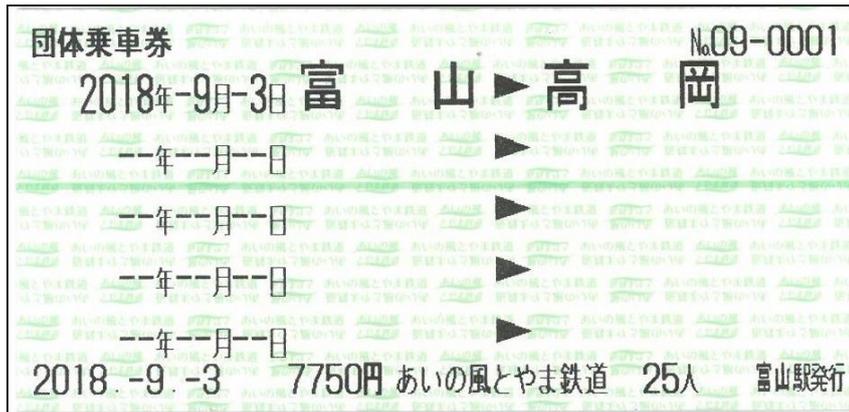
(団体乗車券の様式)

第87条 団体乗車券は、次の様式とする。

(1) 印刷発行機

サイズ：縦 5.75cm×横 12.0cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

裏面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



備考 (1) 当該事項のみが印字される。

(2) 裏面には、次に定める「改札証明」を添付して発行する。

(改札証明)

旅行開始後の実際乗降人員						乗 車 駅	降 車 駅
大人	小児	教・付			合計		

7.5cm

(注)旅行開始後においては、特別な場合を除いて旅客運賃の払い戻しはいたしません。

2 特別補充券の種類は、次に定めるとおりとする。

特別補充券 { 出札補充券
改札補充券
車内補充券

(特別補充券の様式)

第 90 条 出札補充券及び改札・車内補充券の様式は、次に定めるとおりとする。
(字模様有 縦 12.5cm×横 8.2cm 裏面白)

乙片

甲片

事由	別途 往復	片道 区変	乙	
領収額 ¥			千	円
原券 種別 _____ 円				
▶				
収受又は変更区間				
▶				
(経由) _____				
大人 Adult	小児 Child	発売日共 Good for	日間有効 Days	
割 引	途中下車	1 否(下車前途無効)	2 可	
身 障 介 記事				
療 健				
_____年____月____日 _____ 発行				

事由	別途 往復	片道 区変	甲	
領収額 ¥			千	円
原券 種別 _____ 円				
▶				
収受又は変更区間				
▶				
(経由) _____				
大人 Adult	小児 Child	発売日共 Good for	日間有効 Days	
割 引	途中下車	1 否(下車前途無効)	2 可	
身 障 介 記事				
療 健				
_____年____月____日 _____ 発行				

(ライナー券の様式)

第 91 条 ライナー券の様式は、次のとおりとする。

(1) タブレット端末用

サイズ：縦〇〇cm×横 5.75cm

裏 面：無地

あいの風ライナー券	
石動 (19:25)	➡ 富山 (19:55)
あいの風ライナー 3号	
3月16日 1号車 8番A席	
¥300	
指定された座席をご利用下さい。 利用開始後の変更、払戻は出来ません。	
運転管理センター 発行 AI1234-56789	